第２次
紀の川市生涯学習推進計画
【案】

2019（平成 31）年１月

紀の川市

◆計画の策定について

１．計画策定の趣旨

現在、わが国は、生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加による高齢者社会を迎かえており、人口の減少による行政サービスの見直し、縮小は全国的に避けて通れない状況にあります。それに加えて、東南海地震など大規模災害に対する備え、国際化・高度情報化社会への対応など様々な問題を抱えています。

このような社会情勢の中、紀の川市においては、特に人口減少、少子高齢化、地域の過疎化が大きな課題となっており、教育分野においても多くの影響を与えています。

これらの課題に立ち向っていくためには、地域の連帯感・地域力の向上が不可欠と考えます。とりわけ、次代を担う子供たちが、人と人との絆をつくり支え合う共生の意識や、夢と希望に満ちた活気あふれるふるさとづくりに積極的に貢献しようとする意識を持てるよう育てていくことが必要となります。私たち市民一人一人の学びと成長が、子供たちの学びと成長につながり、地域力の向上へとつながっていくのです。

本市は２００５年（平成１７年）に５町が合併し、新しい「紀の川市」として誕生しました。２００７年（平成１９年）には「生涯学習のまち　紀の川市」を宣言し、個人の学習活動が人との交流を生み、地域の連帯感や自治意識の向上を図り、地域意識の活性化につなげることができる生涯学習の推進に取り組んできました。

また、和歌山県が２００８年（平成２０年）より進めている施策に「きのくに共育コミュニティ」があります。これは子供を中心に、学校・家庭・地域が協働して地域全体の教育力を高めようする県内各地で取り組んでいる共育コミュニティ[1]の総称です。「共育」という言葉には、子供も大人も共に育ち、育て合うという思いが込められています。まさに本市の生涯学習推進の理念に合うものだと考えます。

今回策定の「生涯学習推進計画」はこの取り組みに重点を置き、市民一人一人の学びの支援、地域の連帯、地域力の向上を図ることで、特色ある地域づくりを目指した本市の生涯学習の指針を示したものです。

今回の計画策定にあたっては、第２次紀の川市長期総合計画、紀の川市教育大綱を上位計画とし、生涯学習・生涯スポーツに関する市民意識調査の結果を踏まえ、市の財政規模も含めたより現実的な計画として、紀の川市社会教育委

[1] 共育コミュニティ：学校・家庭・地域が子供を中心に据えて、子供や教育を取り巻く様々な状況に対応するため協働で解決に取り組みのこと。

員、紀の川市文化財保護委員、紀の川市スポーツ推進計画策定委員の方々の研究と協議の結果提出された提言に基づき策定しました。

２．計画の構成

本計画は「基本構想」と「基本計画」によって構成されています。

基本構想は生涯学習の基本方針や主要な取り組みを示したものです。

また、基本計画は、基本構想を具現化するための基本的な進め方や具体的な方針を示したものです。

３．計画の期間

「紀の川市生涯学習推進計画」は中・長期的な視野にたった生涯学習のビジョンを定めるべく２０１９年４月から２０２４年３月までの５か年を見込んだ計画を策定します。

また、社会情勢や市民の学習ニーズの変化などに応じて随時見直しを行い、その見直しを反映した１年間の行動計画として、「紀の川市生涯学習振興計画」を年度毎策定します。

◆基本構想

第１章　生涯学習の意義

１．生涯学習とは

市民一人一人が幼児期から高齢期までの人生の各段階（ライフステージ）における生活課題や地域課題に応じて、健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識あるいは技術を身につけ、生きがいのある充実した人生を目指し、自分の意思に基づいて自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のことを言います。

このような活動は、学校教育の中の基礎的・基本的な教育活動をはじめ、仕事に役立つ知識や技術を身につけるための資格取得などの意図的・組織的な学習活動だけでなく、健康で豊かな生活を営むための趣味・教養・スポーツ・レクリエーション・芸術・文化・ボランティア活動など、個人的なものから社会貢献的なものまで含まれる様々な学習活動があります。

生涯学習は一人一人の個人には、自分自身を育て、生きがいのある充実した人生を送ることに寄与するばかりではなく、社会的には地域文化の向上や地域の活性化にもつながり、豊かな地域社会の実現に大きな役割を果たすと考えられています。

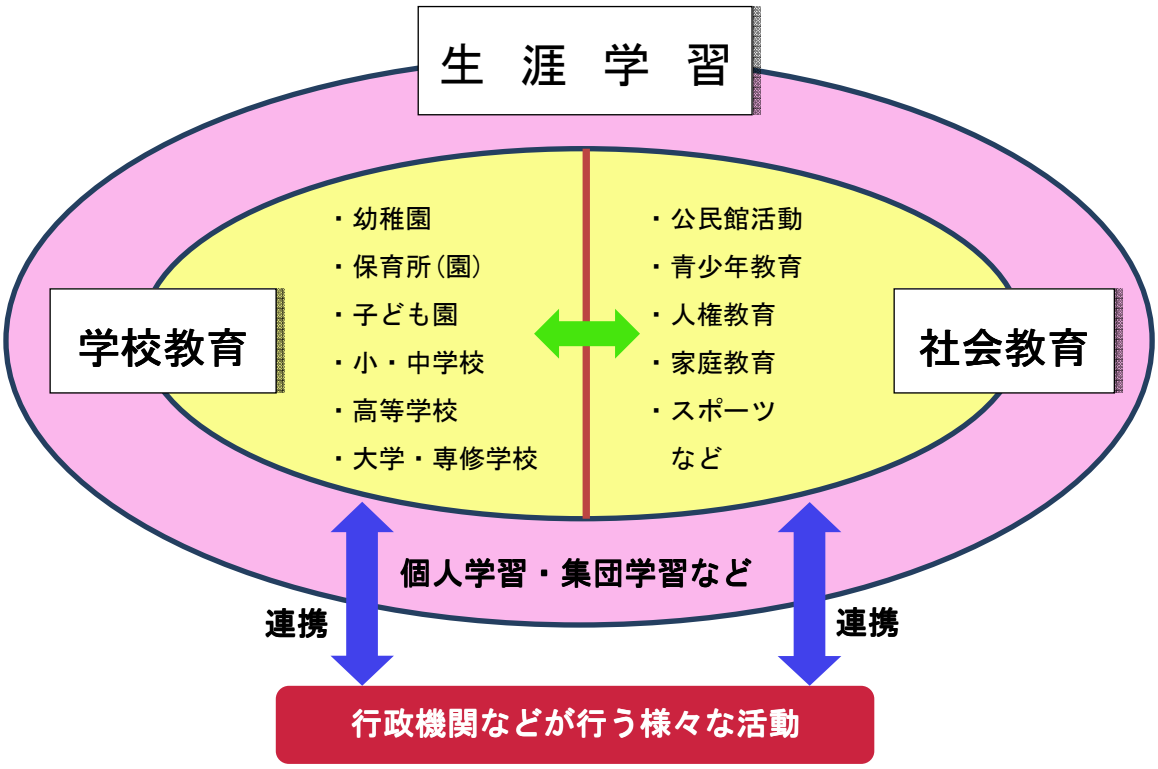

２．生涯学習の動向と必要性

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などの多様化、産業構造、雇用形態の変化など、私達の生活環境、社会環境はめまぐるしく変化しており、今までの教育環境では対応できなくなってきています。そのため、２００６年に教育基本法、２００８年に社会教育法がそれぞれ改正され、２０１８年１０月学校教育政策と社会教育政策とが縦割行政となっている弊害を取り除き、学校教育、社会教育を包括した教育政策全体を総合的・横断的に推進してけるよう総合教育政策局を設置するなど、文部科学省の行政組織の再編が行なわれました。

和歌山県においても、以前から学校教育と社会教育の融合を推し進めており、現在、共育コミュニティに発展させています。

また学校、家庭、地域それぞれの立場に立って、つながり、結びついた取り組みが展開されています。

紀の川市においても、国、県の取り組みを基に、子供を中心に据えた地域の活動を行なうことで、市民一人一人が、自らの意思で学び、人とのつながりを大切にし、地域の活性化に協力することで、充実した人生を送れるよう、生涯学習を推進していかなければなりません。

学びを通じて人と人がつながり合い、そのつながりが地域に広がり、知識と情報を共有することで地域力が高まり、地域が自主的に地域の課題を解決することができる。そのようないきいきとした活気あふれる地域づくり、まちづくりを目指すためには、生涯学習の推進は、今後益々必要不可欠なものだと言えます。

Q8.今後「生涯学習」をしたいと思いますか。

「紀の川市　生涯スポーツ･生涯学習に関する市民意識調査」より

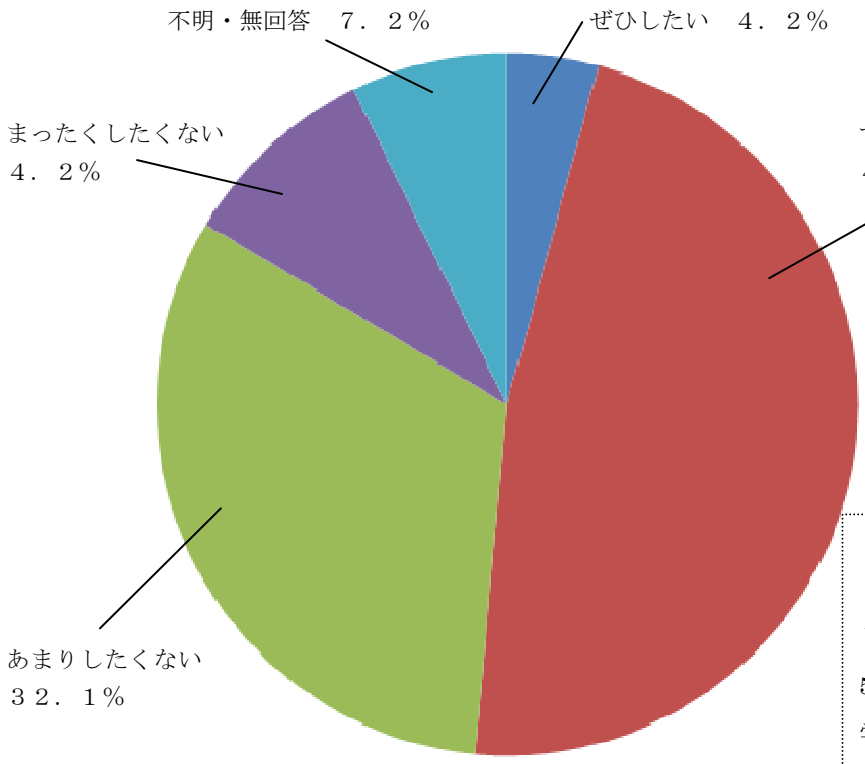

（コメント）

「ぜひしたい」と「できればしたい」と答えた方が全体の51.4%に上り、市民の半数に学習意欲がうかがえます。

第２章　紀の川市が目指す生涯学習

１．基本理念

生涯共育

子供も大人も元気に育ち学び続ける

２００７年（平成１９年）に制定された『生涯学習のまち　紀の川市』宣言では「すべての市民が安全･安心を実感でき、心豊かに暮らし、そして紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくり」の実現を目指すと宣言しています。

また第２期長期総合計画において紀の川市の将来像を「人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち」と掲げています。この将来像に向けて将来の夢や希望を持つことのできる紀の川市を目指すとともに、紀の川市の魅力のひとつでもある伝統ある歴史・文化に触れながら、子供も大人も元気に育ち共に学び続ける「生涯共育」を進めます。いつでもどこでも自らの意思と選択により学びたいときに学ぶことができる学習を通じて、人と人がつながりあい、それぞれが習得した知識や技能を地域づくりに活かしていける。そのような生涯学習のまちを目指します。

２．基本方針

○ みんなが学ぶ

市民一人一人、誰もが、いつでも、どこでも自らの意思で、手段や方法を自由に選択して学ぶ学習機会の充実を図ります。

○ みんなで学ぶ

個々の学びから、共に学び合い、お互いの意見を尊重でき、人と人がつながる機会を提供します。そして大切さがわかる人間性豊かな人材の育成を図ります。

○ 学びを活かす

共育コミュニティなどを通じて、人と人がつながり、仲間の輪を広げ、地域の特色や課題を共有しあうことで、地域間の交流やコミュニティの発展を促進し、連帯意識の向上と地域の活性化を図ります。

○ 学びをすすめる

市民がより安全で安心し快適に利用できる環境整備を図ります。

◆基本計画

第１章　計画の体系

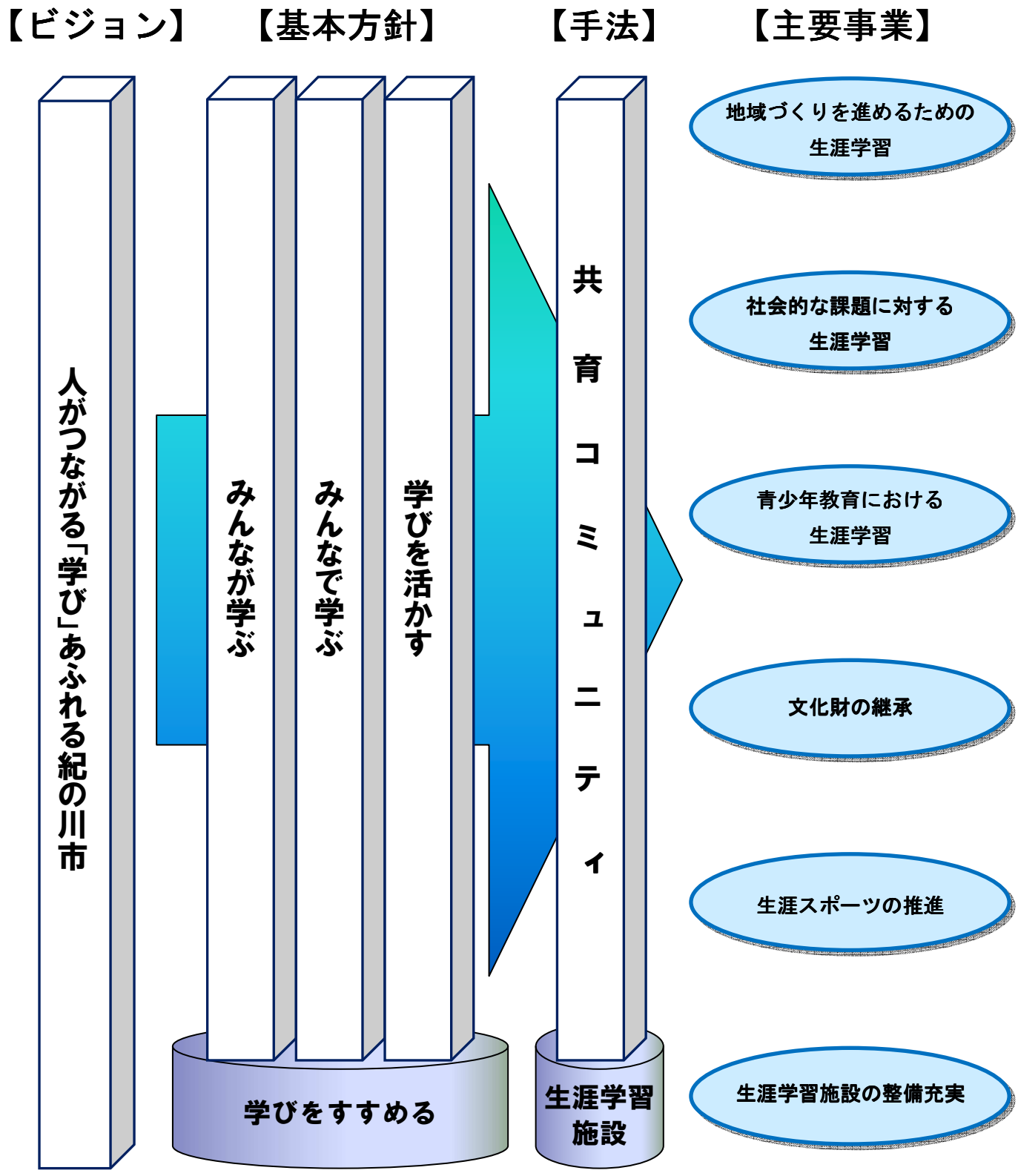

【具体的な内容】

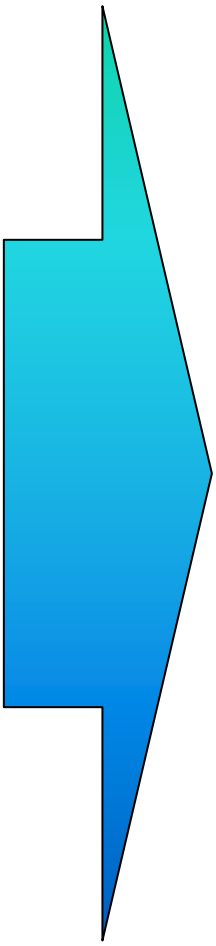

生涯学習を推進するための体制づくり
・地区公民館　　・公民館分館　　・図書館
・高校･大学などとの連携

生涯学習を推進するための人づくり
・生涯学習ボランティア
・文化協会の育成支援と文化祭
・社会教育委員　　・社会教育指導員

生涯学習を推進するための学び場づくり
・地域学校協働本部　・公民館へ行こらフェア
・文化芸術事業　　・成人式

社会的課題解決への取り組み
・家庭教育　　・防災教育　　・人権教育
・高齢者教育

青少年教育を推進するための取り組み
・青少年教育

文化財の保護と活用のための取り組み
・文化財の保護　　・文化財の活用

生涯スポーツを推進するための取り組み
・生涯を通じてスポーツを楽しむことができる機会の提供
･スポーツによる共生社会の実現

生涯学習施設の整備
・文化施設　・図書館　・公民館　・教育集会所
・文化財施設　　・スポーツ施設

第２章　計画の内容

第１節　地域づくりを進めるための生涯学習

地域には、様々な人材や産業・観光などの資源が眠っています。それらの人材や地域資源を掘り起こし、地域の生涯学習の推進に役立てていきます。そのための推進体制を確立し、図書館、公民館などの教育環境を整備し、地域学校協働本部に代表される地域と学校の連携を始め、文化の振興など地域に根ざした事業を展開していきます。

第１項　生涯学習を推進するための体制づくり

①地区公民館

【現状と課題】

各地域にある５つの地区公民館は地域との密接な関係が求められ、住民の社会教育、生涯学習の活動拠点として重要な施設です。また多岐にわたる学習分野の中から、住民のニーズに合わせた公民館講座[2]の開催を実施しています。しかしながらアンケート結果によると多くの地域住民が求める公民館となっていない現状があり、気軽に立ち寄れる公民館の運営を仕掛けていく必要が求められています。

○現在、地区公民館は旧町単位に１館、計５館設置されています。
○各種団体に加盟している人や高齢者の利用が多く、一般利用者や子育て世代や若年層の利用が少ない傾向があり、気軽に立ち寄る場所ではなくなってきています。また、飲食等が気軽にできる場所ではないため、敬遠されがちです。
○地区公民館に公民館主事[3]の発令がされている職員は貴志川地区公民館在籍の臨時職員１名だけであり、その他の職員は、社会教育全般に関わる業務や施設管理や貸館業務などの事務的な業務に追われ、公民館本来の地域に密接した事業の企画運営、講座の開設などの職務が果たせていない状況があります。
○講座内容を受講生アンケートの希望を最優先していくと趣味や娯楽に関する要望が多く、地域の課題を考えた社会的なものは少なくなっています。

---

[2] 公民館講座：地区公民館、分館、コミュニティセンターで行なわれている講座。住民の教養を高めるだけでなく、実生活に即した教育を行なうなど、社会教育を実践する手段の一つ。

[3] 公民館主事：館長の命を受け、公民館の行う各種事業の企画実施にあたる職員。

【今後の方針】

誰でも気軽に来館でき、自由で開放的な公民館を目指すと共に地域の活動拠点となる公民館を目指します。

地域に密着した職員等の配置を検討すると共に講座の内容を再検討し、地域に密着した公民館活動を支援していきます。

◆誰でも気軽に来館できる公民館を目指し、アンケートにある「社会教育施設を利用したことがある人」の人数について数値目標を現状の「４６％」から５年後「６０％」に設定します。
◆公民館には、市民が自由に使え、憩えるスペースや飲食ができるスペースを設置し、子供の居場所づくり[4]として、自由で開放的な公民館を目指します。
◆いつでも読書に親しめるように図書館と連携して図書スペースを充実させます。
◆若者が牽引していける公民館を目指して取り組みます。
◆地域の人々とのかかわりが深い場所であるため、社会教育主事資格を持つ職員（主事なども含む）ができるだけ定着して公民館を運営できるような体制づくりに努めます。
◆利用者への接遇など資質の向上や地域に密着した講座を仕掛けていく職員の研修をしていきます。
◆「公民館へ行こらフェア」など社会教育指導員が企画した事業を取り入れ、新たな講座を企画していきます。
◆若者が何を求めているかをキャッチし、公民館事業に活かします。
◆それぞれの地域の特色を活かした事業や若者が求める事業の（活動）計画を立て、実践します。
◆「公民館便り」を発行し、各地区館及び分館の情報を広く発信し、ＰＲや啓発に努めます。
◆柔軟な発想であらゆる方法を講じて費用対効果の高い講座や事業を行うための工夫を考えます。

②公民館分館

【現状と課題】

３地区の地区公民館に１５の公民館分館（以下「分館」という。）が

[4] 子供の居場所づくり：放課後等一人で過ごさなければならない子供を地域の方々の協力を得て、受け入れる取り組み。

設置されており、多くの分館が地域の実情に沿って地域に寄り添った自主的な分館活動を行なっています。しかしながら、そうでない分館も見受けられ、地域に寄り添う形の公民館にしていく必要があります。

〇現在、分館は那賀地域５館、粉河地域５館、桃山地域１館、貴志川地域４館の計１５館が設置され、旧町単位よりもさらにきめ細かな地域で、独自の公民館活動が行われています。
〇分館の運営については、それぞれの地区において違った形態で自主的に運営されています。
〇地域と密接に関わる分館は、地域の人が集う場所であって、地域をつくる拠点として地域活動を支援していく必要があります。
〇分館は地域の人々が気軽に来館できる場所でなくてはなりません。しかしながら現在の分館の使用は特定の人々に偏っている傾向があります。また、高齢化が進む中で、すべての分館が地域の人々の学び集う拠点として確立されているとは言えないのが現状です。

【今後の方針】

地域住民からなる分館の管理・運営を行う委員会（以下「運営委員会」という。）との連携協力体制を充実し、より地域と密着した分館として、地域力の向上の拠点として、また高齢者や子供たちの居場所になるような分館を目指します。

◆分館を通じて世代間交流を行い、子供から高齢者まで、気軽に分館に来れるきっかけを作るとともに、地域の人々の居場所として絆を育む拠点となる取り組みを進めます
◆教育委員会は地区公民館を通じて、運営委員会と連携をとり、あるいは協力を得ながら、講座や公民館事業の企画・実施・管理を行い、限られた予算の中、地域が主体的に考え、運営していく分館へと移行を進めます。
◆講座の開設や地域との連携ができていないなど公民館としての機能をなくした公民館については、廃止を含め検討していきます。
◆分館に配置されている主事に対して研修や主事会を開き、主事の資質向上を図ります。
◆分館は基本的に小学校区に一つを理想としていますが、地域性及び共育コミュニティの形成を考慮して配置します。

③図書館

【現状と課題】

市立図書館は２０１５年度（平成２７年度）より河北図書館（ひこぼし）、河南図書館（おりひめ）の２館に統合され、図書館利用について設問したアンケート結果を見ると、河北、河南図書館から離れた粉河、那賀、桃山地域の利用者の減少が顕著になっています。

〇図書館は市民にとって手軽に情報や知識を得られる場であり、生涯学習の拠点となる施設です。多くの市民が来館し、読書をするだけでなく様々な資料を閲覧したり、調べもの（調査・研究など）に訪れたりと様々な形で利用されています。
〇支所および公民館窓口で予約本の貸出や返却を行なっています。現在、那賀地区２カ所、粉河地区１ヵ所、桃山地区２ヵ所でのサービスを実施しており毎月１００名を越える利用があります。
〇市内小・中学校と連携し、子供たちの読書環境の整備と充実に努めています。また、２０１７年度（２９年度）より配置された学校司書とも定期的に連絡会を開催し、公共図書館としての役割を発揮できるよう努めています。
〇イベントも毎月開催するよう努め、楽しく利用できるような仕掛けを企画しています。

【今後の方針】

地域住民がより図書館を身近に感じ、利用できるよう努めていきます。子供から大人まで誰もが利用でき、身近に感じる図書館づくりを進めます。直接来館が困難な方に対して、移動図書館や図書館の出張サービスなど様々な工夫を凝らします。

◆専門職の館長の配置、専門性の高い職員の配置を充実させ、職員の資質、能力の向上を図ります。
◆図書館の質・蔵書の量・利用者への接遇など全てにおいてレベルアップを図ります。
◆県立図書館や小・中学校と連携し、図書室機能や読書推進の充実をはかり、公共図書館としての役割を果たします。
◆乳幼児期や小・中学生のための読書環境を整え、発達段階に応じて本に親しみ読書習慣を身に付けていけるよう、関係機関や団体と連携・協力しながら、子供たちの読書環境の整備を推進します。
◆図書館利用を促進するため、本市の健康推進課が実施するブックスタート

事業[5]に加え、新入学生対象としたブックの配布を検討します。
◆ビブリオバトル[6]の開催を通して、中学・高校生の読書活動を推進します。
◆市民による学校図書の利用を検討します。
◆ボランティアや中学・高校生の協力を得て、本の読み聞かせを行います。
◆支所、公民館窓口でのサービスを周知すると共に市民が図書に親しむ機会づくりを進め、市内全域への読書サービスを継続していきます。
◆図書館利用が困難な住民の方については、移動図書館の検討などソフト面や運営面でのケアを図ります。
◆図書館協議会を設置します。

④高校・大学などとの連携

【現状と課題】

生涯学習活動において高校･大学などとの連携を強めることは、生涯学習の推進や地域課題の発見の手助けとなります。現在もいくつかの事業において連携がなされていますが、まだまだ連携できる分野は数多く残されています。

○紀の川市には近畿大学生物理工学部、県立高等看護学院、県立粉河高校並びに県立貴志川高校の大学１校と専修学校１校及び高校２校が存在しています。
○近畿大学生物理工学部と発明クラブで協力できています。
○日本体育大学[7]と体育・スポーツ振興に関する協定を締結して、スポーツ分野において連携しています。
○生涯学習を推進していく中で、市教育委員会として高校・大学などに積極的な働きかけが少ない状況です。

【今後の方針】

若者にとって魅力ある紀の川市を目指した学習活動の活性化を図るため、多くの分野で高校・大学などの教育機関や市民団体との連携・協働ができるよう努めます。

◆生涯学習推進に向け、若者にとって魅力のある紀の川市を目指した官民学

---

5 ブックスタート：４ヶ月健診時に実施している「初めての絵本」事業、絵本の読み聞かせと図書館利用券を発行。
6 ビブリオバトル：参加者達が読んで面白いと思った本を紹介し、参加者全員で紹介された本に関してディスカッションを行い、最終的にどの本が一番読みたくなったかを競う書評合戦。
7 日本体育大学：東京都にある、主に体育やスポーツ科学の研究を行なっている私立大学。

一体となった取組みをＮＰＯや地域の協働を得ながら進めます。
◆紀の川市内に設置されている大学、看護学院、高校との連携のさらなる強化を図ります。
◆大学との連携は、幅広い視野に立ち、全国規模で考えます。
◆大学、看護学院、高校との連携した活動を広く市民に周知していきます。

第２項　生涯学習を推進するための人づくり

①生涯学習ボランティア

【現状と課題】

公民館をはじめ生涯学習課が行う事業の協力者としてボランティア登録している人はいますが、あまり協力依頼をしておらず活躍の場が少なくなっています。

○生涯学習推進のための協力者として現在 24 名が登録しています。
○少年メッセージ、成人式など生涯学習課が行う事業や文化祭など地区公民館を拠点とした事業に協力しています。
○登録しているボランティアの中には、共育コミュニティで活躍している人がいます。
○生涯学習課、各地区公民館ともに生涯学習ボランティアの積極的な活用がなされていない傾向があり、ボランティア同士のつながりがあまりない状態です。

【今後の方針】

共育コミュニティとの関係性を踏まえて、公民館を中心とした活動の中で生涯学習ボランティアを育成し、ボランティアの意義付けを明確にしていくと共に、積極的な参加を求めるための連絡体制の確立と広報を充実していきます。

◆生涯学習推進のための協力者として意義づけを明確化し、生涯学習ボランティアとしての育成を図ります。
◆生涯学習ボランティア同士の連絡体制を確立させます。
◆生涯学習に関わる情報をボランティアと共有し、各種生涯学習事業への参加依頼を生涯学習課、各地区公民館より積極的に発信します。

②文化協会[8]の育成支援と文化祭

【現状と課題】

文化協会加入している各クラブが個々に文化的活動をし、その成果を各支部文化祭等において披露し、地域の文化振興に寄与していますが、メンバーの固定化と高齢化が進み、新たな会員の加入がないクラブが目立ってきており、文化祭の自主的な運営が困難な支部もあります。一方では同一ジャンルのクラブが連携して自主的な発表の場を作り出している動きもあり、今後の文化協会のあり方を考える材料になると思われます。

○現在、市には１５３のクラブがあり、各地区においてそれぞれが個々に文化的な活動を行っています。
○文化協会各支部の主催で年に一度文化祭が開催され、大多数のクラブが参加し、地域の文化振興に寄与しています。
○同一ジャンルのクラブ同士の連携が取れているクラブがあります。
○メンバーの固定化と高齢化が進み、加盟クラブ数は年々減少しています。クラブの存続自体が難しい状況におかれているクラブもあります。
○各支部文化協会の運営については、地区公民館事務局への依存度が高く、自主運営ができていない支部もあります。そのため地区公民館業務に支障をきたしているケースもあります。
○文化祭の運営については自主的に運営するところと、事務局に依存しているところがあり、支部により温度差があります。

【今後の方針】

市の芸術文化の振興に参画する文化協会団体を支援し、育成していきます。

引き続き文化協会主催の文化祭を支援していきます。

２０２１年開催される国民文化祭[9]に向けて、協会の自主運営を支援します。

◆市の芸術文化振興に積極的に参画するクラブを支援し、育成していきます。

---

8 文化協会： 市内にある文化団体及び会員相互の連携をはかり、市民の文化向上に寄与することを目的にできた１５３の加盟クラブから成る団体。

9 国民文化祭：全国各地で様々な文化活動に親しんでいる人たちが集まり、発表や交流を行う国内最大級の文化の祭典。和歌山県では２０２１年に「第 36 回国民文化祭・わかやま２０２１ 第２１回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」を開催。

◆和歌山県で開催される国民文化祭に向けて、文化協会各会員の自立意識の向上を図り、協会の運営は会員自らができるように支援します。
◆クラブ間の交流を推進し、単位クラブに対する補助金から、事業に対する補助金へとシフトしていきます
◆各支部文化祭は、協会が主になって盛り上げていくように促すことで、市の芸術文化を振興し、地域の活性化を図ります。
◆市として文化作品の展示や発表を行う文化の祭典を検討します。

③社会教育委員

【現状と課題】

社会教育法に基づき現在１０名の社会教育委員を委嘱しており、社会教育に関する調査研究､諸計画の立案や提言などを行なっています。多岐にわたる社会的課題に対応するため、地域のことを知る専門的な人材が求められています。

〇委員の委嘱について
・定員１２名(旧町単位各２名、小学校長１名、中学校長１名)のところ、現在１０名で活動をしています。旧町単位各２名の枠にとらわれず、１名から３名の委員を委嘱し、年３～６回程度、委員会議を開催しています。
・合併後１３年が経過する中で旧町を引き継ぐ形で選任する方法が良いのか検討の必要があります。
・社会的課題が多岐にわたる時代において、生涯学習の裾野を広げ推進していく上で専門分野の人材が必要となってきています。一方、各地域についての造詣が深く、住民とのつながりを持った人材も必要となってきています。
〇委員の役割について
・社会教育法に基づき、紀の川市の社会教育に関し教育委員会に助言するため社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるなどの役割があります。
〇公民館運営審議会委員との兼務について
・紀の川市公民館条例では「公民館運営審議会委員は社会教育委員をもって充てる。」と定められており、公民館のあり方を審議しています。

【今後の方針】

社会教育委員に共育コミュニティ、家庭教育、青少年教育など幅広い分野で活躍する人材を求めていきます。

社会教育関係の研修会等への参加を積極的にすすめ、社会教育委員の資質向上を目指します。

◆社会教育委員の委嘱は、定員１２名の内、旧町単位の選出を各１名にとどめ、専門分野で活躍される、広く確かな人選を行います。また、学識経験者などの専門的な意見を聴く機会を設けます。
◆社会教育委員は、幅広い視点から、将来を見据えた生涯学習のあり方を示し、生涯学習を推進していく仕組みづくりに取り組みます。
◆社会教育に関する研修会への参加、自主研修を実施することで、社会教育委員や職員の資質向上を目指します。ため、学識経験者などの専門的な意見を聴く機会を設けます。
◆公民館運営審議会委員については、生涯学習全般に渡って関わることの多い社会教育委員が引き続き兼務します。

④社会教育指導員

【現状と課題】

各地区公民館に社会教育指導員が配置されており、各種団体の学習相談、公民館事業や共育コミュニティなどに関する指導助言を行なっています。また、指導員同士の情報交換を行うことで本市の社会教育を牽引しています。ただ、公民館の人員規模の縮小により、団体事務局などの業務を行うなど、本来の業務以外の役割を果たしています。

○各地区公民館に１名、合計６名（内１名は人権担当、那賀総合センターに在籍）が配置されています。
○社会教育指導員連絡会を開催し、たえず各地区公民館の連携を図るために指導員相互の情報交換を行うとともに、自己研鑽に努めています。
○社会教育指導員の設置に関する規則により「社会教育指導員は、市における社会教育について直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成に当たるものとする。」と規定されており、主に公民館での事業やイベントの企画・運営あるいはアドバイスを行なっています。また、共育コミュニティへの助言や地域コーディネーター[10]と連携してボランティア派遣の運営も行なっています。また、各公民館の事業や人員規模に合わせて、高齢者学級や文化協会事務局などの業務を行なっているため、その役割を果たすことが出来ていない状況が見受けられます。

[10]地域コーディネーター：学校のニーズに副った学校を支援するボランティアの募集、学校地域の連絡調整や学校・地域が抱える共通の課題に取り組むなど、学校と地域を繋げる橋渡し役。

【今後の方針】

公民館講座や社会教育団体への指導、助言に加え、共育コミュニティへの関与を積極的に行い公民館の活性化を図ります。

業務遂行するための環境づくりを推し進め、研修会や社会教育指導員同士の情報交換の場を設け、指導員の資質向上を目指します。

◆社会教育指導員は引き続き各地区公民館に配置し、本来の業務を遂行するための環境づくり進めていきます。
◆地域住民の声に耳を傾けながら、共育コミュニティ、公民館活動、社会教育団体の活動、公民館職員の資質向上といった社会教育に関わるアドバイスを行ない地域の教育力の向上を図っていきます。
◆社会教育指導員同士の情報交換の場を設け、市内地区公民館の現状を把握し、各地区公民館へ情報提供、助言を行なっていきます。
◆社会教育全般の研修へ積極的に参加します。

第３項　生涯学習を推進するための学び場づくり

①地域学校協働本部[11]

【現状と課題】

地域学校協働本部は共育コミュニティの一つで各小・中学校において、学校の求めに応じボランティアが活躍を見せており、子供を中心に据え、学校・家庭・地域が共に育つ共育コミュニティの意義が具現化されてきています。しかしながら、この事業の意義が浸透していない地域もあり、今後、事業を通して浸透させていく必要があります。

○２００８年度（平成２０年度）から、紀の川市において桃山地域から始まった地域学校協働本部（当時は学校支援地域本部）は、各地区、小・中学校で実施され、それぞれ地域の人と子供たちが共に育つ関係を作り上げていくことが出来ています。
○自主的にリーダーが生まれ学校との協力体制が強くなり、スムーズに進むようになってきている地域があります。
○地域によっては、年度末に中学校区内の地域コーディネーターが集まり各

11 地域学校協働本部：地域住民が学校の教育活動を支援し、地域の教育力向上を図っていく学校支援地域本部を基盤に、地域と学校双方向の「連携･協働」を推進していく継続的な取り組み。

校の取り組みの交流を行うなど、定期的に学校・家庭・地域間の交流を図っています。
〇アンケートによる共育コミュニティの認知度はまだまだ低い傾向にあります。

【今後の方針】

地域学校協働本部に関わる地域の人を増やしていきます。

地域学校協働本部に関わるボランティアと学校との交流を推し進めていきます。地域コーディネーター同士の交流や研修を推進していきます。またコミュニティスクール[12]と連携した活動を行なっていきます。

◆地域コーディネーターを中心にボランティアと学校との交流会等の開催を進めていきます。
◆地域をまたいだ地域コーディネーター同士の交流会、研修会を進めていきます。
◆コミュニティスクールと連携して「地域とともにある学校づくり」に参画します。
◆共育コミュニティの意義・目的など地域の教育力向上に役立つ活動であることを知らせると共に参画者を増やしていきます。

②公民館へ行こらフェア

【現状と課題】

多年齢層の地域住民が生涯学習活動への参加や公民館へ来館するきっかけを作るための講座を開催し、多くの住民が参加しているが、それだけにとどまることなく、参加者以外にも誰でも気軽に訪れることができる公民館であることを認識できるような工夫が求められています。

〇人生をより生き生きと過ごしてもらうために、子供から高齢者までを対象に、各地区公民館において「公民館へ行こらフェア」を開催しています。
〇「公民館へ行こらフェア」を通じて、地域住民が公民館の役割を再認識するきっかけを作る必要があります。

---

12 コミュニティスクール：学校運営協議会を設置した学校のこと。学校運営協議会は学校、保護者、地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に子供たちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める制度。

【今後の方針】

従来からの気軽に公民館に来てもらう目的だけの講座だけでなく、共育コミュニティ等で見つけた課題を材料とした講座の開催を検討し、次年度の公民館講座へフィードバックできるよう進めていきます。

◆「公民館へ行こらフェア」は多くの住民が気軽に参加し、来館してもらえるきっかけづくりとなるよう内容を充実させると共に地域が抱える問題をとりあげる内容を検討していきます。
◆新たな試みの「公民館へ行こらフェア」を開催し、次年度の各地区公民館講座へフィードバックさせていきます。

③文化芸術事業

【現状と課題】

市内の文化ホール[13]等を中心として、あらゆる世代の市民が優れた芸術に触れる機会を提供するため様々な文化芸術事業を開催しています。

○市では、あらゆる世代の市民が優れた文化芸術に触れることにより文化意識が向上し、心豊かに過ごせるように、音楽・演劇・演芸・伝統芸能・映像など、様々な文化芸術事業を開催しています。
○文化庁による文化芸術に係る補助制度を活用して、学校の体育館等で伝統芸能や音楽を鑑賞し、子供から地域の人々が生の文化芸術を享受している。
○現在、文化ホールの運営は、一般職の職員が行なっており、専門的な知識をもった職員は配置されていません。
○多くの市民に鑑賞していただきたい事業ですが、集客には非常に苦慮しているのが現状です。限られた予算の中でいかに市民の求めているニーズをキャッチし、多くの観客を集め、かつ費用対効果の高い事業を展開できるかが、大きな課題となっています。

【今後の方針】

市民のニーズに応じた事業展開をするには、経営的な視点も必要と

13 文化ホール： 粉河ふるさとセンター内にある大ホール、小ホールと貴志川生涯学習センター内にあるかがやきホールのこと。

なり、今後民間のノウハウを活用した文化振興策を検討していきます。

◆２つのセンター内にある文化ホールで事業を行なっているため、それぞれにまったく違った個性をもたせ、特徴ある事業を展開できるように取り組みます。
◆文化庁や他の文化振興団体の情報を収集し、子供から大人まで優れた芸術、音楽、芸能等に触れる機会を増やしていきます。
◆市民の芸術文化意識の更なる醸成が図れる内容の催し、そして、費用対効果を常に意識し、事業による文化施設の集客及び収入増を図ります。
◆自主事業の価格設定と集客収入のバランスを見直します。
◆様々な情報網やルートを駆使し、今までと違った視点で出演者を探します。
◆市民の文化振興を図るため、文化事業に民間活力の導入を検討します。

④成人式

【現状と課題】

新成人で結成される実行委員会がつくりあげる成人式は、参加者の心に残る式典となっており、引き続き実施していきますが、実行委員となる新成人の募集に苦慮している現状があります。

○成人を迎える若者の輝かしい未来と希望に満ちた第一歩を踏み出す機会として新成人自らが実行委員を経験し、企画から運営までを行政との協働により開催することで、生涯学習活動の一環を体験するとともに、実行委員のみならず、参加者も心に残るような式典を目指して取り組んでいます。
○実行委員が中心となり中学時代にお世話になった恩師のビデオレターを編集し、上映するとともに芸能人によるイベントを行なっています。
○出席率については、２０１８年（平成３０年）成人式で７５．１４％となっており、例年同程度を推移しています。
○成人を迎える若者の多くが、進学、就職の為に地元地域から離れてしまい、忙しい中、実行委員になる人が少なくなってきています。

【今後の方針】

引き続き実行委員会形式を続け、成人として「協働への第一歩」を踏み出す機会としていきます。また、実行委員になる人の確保には、生涯学習活動に参加していた中学生・高校生の確保や、実行委員となった新成人から次年成人となる者を紹介してもらうなど、人的つながりを構築していきます。

第２節　社会的な課題に対する生涯学習

国際化・情報化の進展、少子高齢化、人口減少、環境問題や人権問題など、大きく社会が変化する中で新しい社会的課題が顕在化しています。これらの社会的な課題に対応することは、生涯学習の使命です。今後これらに対応した学習機会の充実をより一層図っていきます。

第１項　社会的課題解決への取り組み

①家庭教育

【現状と課題】

家庭教育に対する生涯学習課での事業は絵本の読み聞かせや貴志川で開設しているキッズふれあい広場のみとなっており、子育て世代への講座等の開設は実施できていないのが現状です。今後講座等の開設など検討していく必要があります。

〇絵本の読み聞かせ
図書館ボランティアや朗読グループなどが中心となって、図書館や各学校で実施しています。
〇きっずふれあい広場
貴志川生涯学習センター内（貴志川地区公民館）に設置され、火曜日から日曜日まで週６日間、広場を開放しており、利用者は増加傾向にあります。
〇家庭教育講座の開催
生涯学習課として家庭教育講座の開催が出来ていません。今後は本市の子ども課など関係課及びボランティア団体と連携して開催するなど、抜本的な見直しが迫られています。

【今後の方針】

子育てに悩む保護者同士の交流の場を設けると共に関係課との連携を図るなど家庭教育の充実を図っていきます。

◆次世代を担う子供たちの教育の出発点とも言うべき家庭教育の重要性に鑑み、先ずは、保護者同士が子育ての悩みや疑問を共有しながら学びあう仲間として共感することのできる交流の場を設けていきます。
◆交流の場に地域で活躍する民生委員や保健師や臨床心理士などを招き、子育てに関する相談に応じる機会を設け、地域とのかかわりを持てるよう支援していきます。

◆本市の子ども課など関係課及びボランティア団体との連携・協議を図りながら、訪問型家庭教育支援[14]を視野に入れた家庭教育支援についての研究を進めます。
◆絵本の読み聞かせの開催日数の検討やそのための人材確保に努めます。
◆きっずふれあい広場では、保護者同士の交流が深まるような事業に取り組みます。

②防災教育

【現状と課題】

台風、地震などの自然災害は、人の生命、財産を奪い取る非常に脅威をもったものです。これを避けることは出来ないものの、災害に対する日頃からの備えと心掛けが必要です。

○地区公民館講座などでの取り組みはありません。
○出前講座[15]を通じて、本市の危機管理課による防災に関する講座を実施しています。
○小学生・地域の人が協働して、小学校区の防災マップを作成するなど防災教育を実施しています。

【今後の方針】

地域の防災力は地域のつながりから生まれるとの考えの下、本市の危機管理部と連携した取り組みを実施していきます。

◆自治会など地域への防災教育の必要性を啓発していきます。
◆防災訓練など本市の危機管理部と連携して、地域の防災力の向上に役立つ情報を提供していきます。
◆出前講座だけでなく、公民館での講座などに取り入れ、地域の連携を強めていきます。
◆防災訓練を伴う防災教育を繰り返し行なっていきます。

14 訪問型家庭教育支援：地域の子育て経験者など地域の人材を中心として、教員 OB やスクールソーシャルワーカー、民生委員などの参画を得て、子育てや家庭教育の支援を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別相談への対応、情報提供などを行なう活動。

15 出前講座：生涯学習によるまちづくりの推進を図るために、市民の関心が高い課題等を、市民の希望に応じて担当職員が出向いて説明を行う講座。

③人権教育

【現状と課題】

人権教育は人権尊重の意識を高める教育活動であり、社会教育において様々な人権課題に対応した人権教育の推進を図っています。また、保護者学級[16]、識字学級[17]の開設など学級に対する支援を行なっています。しかしながら、参加者が少ない傾向にあります。

○２０１６年（平成２８年）障害者差別解消法[18]、部落差別解消推進法[19]、ヘイトスピーチ解消法[20]が施行されています。

○人権啓発ポスター・人権標語作品集「紀の川」の募集

市内小・中学生の人権ポスターや人権標語を集めた作品集を発行しています。ポスターは、その年の学校代表者、県入賞者作品をカレンダーにして配布しています。

標語作品は３年に１度の発刊を行なっています。

○人権学習講座

身近にあるさまざまな人権をテーマに年間５回、５地区でそれぞれ違った内容で開催しています。受講者が感じ考えた事柄を通して、人権尊重の大切さを広く伝えてもらえるような学習を提供しています。

○保護者学級

市内全小学校児童保護者の人権意識の向上を目指して、同和問題や女性、子供、高齢者、障害者などの人権について学ぶ保護者学級を開設するための事業費を確保しています。

保護者学級は、県の委託を受けて行われている事業で、各学校に任せた運営が行われていますが、参加者が少ないのが現状です。そのため親子で参加できるテーマにするなど運営に工夫が必要です。

○識字学級

毎月１回程度、那賀総合センター、古和田会館で開かれています。

今後も活動を支援していく必要があります。

○人権施策推進課との連携

---

16 保護者学級：様々な人権課題についての理解を深めるために、県内全小学校で保護者を対象とした教室。

17 識字学級：読み書きの基礎能力を身につけるための学級。

18 障害者差別解消法：正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律。

19 部落差別解消推進法：正式名称「部落差別の解消の推進に関する法律」。現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえたうえで「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現を目指す法律。

20 ヘイトスピーチ解消法：正式名称「日本に住居している外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に取り組む法律」。日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目指す法律。

人権講演会を共同開催するなど本市の人権施策推進課との連携を行なっています。

【今後の方針】

多岐にわたる人権課題を知ることが人権教育の第一歩として位置づけ、様々な視点からの講座を開設すると共に、子供たちが人権について考える機会を提供し、人権教育への積極的な取り組みを実施していきます。

◆人権啓発ポスター・人権標語を児童生徒から継続的に募集し、人権について考える機会を提供します。また作品集「紀の川」を人権学習資料として、家庭・学校・地域で積極的に活用し、標語にこめられた子供たちの人権に対する想いを、より多くの市民に伝えることができるようにします。
◆人権学習講座については障害者差別、部落差別、外国人差別などを考える講座を開催する意義は非常に大きく、住んでいる地域や学校、子供と家庭などの身近な人権への取り組みは今後もより重要であるため、受講者のニーズを把握し、身構えず参加できる人権学習講座の充実を図ります。
◆保護者学級を開設することで、きめ細かな人権学習の機会を提供します。それぞれの地域・学校の特性をいかした学習が行われるよう支援します。
◆識字問題は基本的人権の保障にかかわる課題であるため、今後も識字学級の活動を支援していきます。
◆本市の人権施策推進課との連携を図ると共に、生涯学習の視点に立った人権学習に取り組みます。

④高齢者教育

【現状と課題】

いくつかの公民館では、生涯を通した学習活動を進めていくため、高齢者学級を開設し、多くの高齢者が参加しています。

○打田地区・桃山地区・貴志川地区公民館において、高齢者を対象にした教室を開催していますが、どの教室も参加者は多く、高齢者の学習意欲の高さがうかがわれます。
○粉河地区では、社会福祉協議会が老人大学を実施しており、多くの高齢者が受講している現状です。

【今後の方針】

生涯学習を通して生きがいを見つけられる講座等を関係部署、関係団体と連携して開催していきます。

生涯学習活動に生きがいを見出すツールとして共育コミュニティへの参画を促していきます。

◆高齢者にとって健康や介護の問題は、身近で関心の高い問題です。「生きがい」を持つことは心身ともに健康を保持するには有用であり、介護予防にもつながることが期待され、生涯学習を通して幸せに寿命を全うできるよう、関係部署、関係団体と連携していきます。

◆一人一人が生涯学習を通して学んだことや長年培った経験などを活かすため、共育コミュニティへの参画を促すことで「生きがい」見つけることができる学習機会の提供を行います。

第３節　青少年教育における生涯学習

次世代を担う青少年の育成は、将来の地域を支える人材の育成につながることを見据え、就学時から青少年時期まで各年代に応じた社会教育事業を展開し、生まれ育った地域への誇りを持てる子供たちを育てていきます。

第１項　青少年教育を推進するための取り組み

①青少年教育

【現状と課題】

青少年教育は、市内の青少年育成団体が中心となり、地域の子供たちの見守りを中心に体験学習などの各種事業を展開しています。しかしながら、事業への参加に消極的な子供たちもおり、そのような子供たちの居場所の確保が必要です。

○青少年育成市民会議

・２０１４年（平成２６年）７月２１日に設立し、紀の川市の次代を担う青少年の健全な育成を市民ぐるみで見守る活動等を行なっています。（団体会員 90 団体、個人会員 44 名、顧問 4 名）また、中学生が日常生活の中での実体験などを通して得た自らの考え方や将来の夢などを発表する「紀の川市少年メッセージ」を主催し、大人が中学生に対する理解を深めるとともに、郷土の未来を担う次世代の育成を図っています。

○青少年健全育成推進活動

・青少年健全育成推進協議会が、市からの委託により、市内の青少年を対象に事業を行なっています。また旧町単位に支部があり、各支部で青少年健全育成推進員が中心となり、地域の子供たちの見守りや育成事業など地域の実情に即した活動を行なっています。また、支部によっては自治区への助成金を出してよりきめ細やかな活動を行なっています。

・既存の活動や事業の踏襲ではなく、子供たちに必要な取り組みの見直しと整理、委託金の活用と公平な配分、組織の活性化に向けた人員の構成などの検討が必要です。

・中学生から２０代までの青少年で構成される紀の川市ジュニアリーダーズクラブは、様々な青少年事業に参加するとともに、自らが事業を企画・運営することで、自身の資質の向上を図るなど、自主的、意欲的に活動を行なっていますが、申込者が少なく、成人リーダー不在の状況となっており、今後の活動が不透明な状況になってきています。

○地域子ども会活動
・市内各地域には、集団活動や地域活動など様々な活動を通じて、子供たちの生きる力を育み、地域の教育力を高める子ども会があります。
・県や市から補助を受けて活動する子ども会は、２０１８年度（平成３０年度）で２６団体となっています。その他、補助金を受けず独自で活動する子ども会もあります。
・子ども会会員の減少や、多くの子ども会では運営に携わる役員が単年で交代するなどの理由により、指導者の育成が困難となっています。
・子供たちに対して、きめ細かな育成が可能である子ども会の活動をどう支援していくか、考える必要があります。

○少年少女発明クラブ
・子供たちに、もの作りの楽しさを体験させることを目的に年間１２回の教室を開催しています。また、運営については近畿大学、貴志川高校、地元企業とも連携を図り、充実した活動を行なっています。
・毎年、定員を超える応募があり、人気の高いクラブとなっています。

○子供の居場所づくり
・打田地区においては、ＮＰＯ法人に「子どもの居場所づくり推進事業[21]」を委託し、子供たちに大人との交流や学習支援が行われています。
・任意の団体が中貴志コミュニティセンターにおいて毎月それぞれ１回、学習支援と子ども食堂[22]を行なっています。

○青少年センター
・多くの児童生徒と関わっていた教員ＯＢが青少年指導員として、また学校教職員、青少年関係機関が青少年補導委員として、青少年の非行防止や健全育成に関わっています。
・児童生徒の登下校時に、早朝パトロール・夕刻パトロールを実施し、子供たちの安全を守るための活動に取り組んでいます。
・学校・警察・各種団体などと連携し、特別街頭補導や夜間の巡回・補導を行い非行等の早期発見・早期指導に努め、問題行動、非行防止に対する専門機関として大きな役割を担っています。

21 子どもの居場所づくり推進事業：放課後一人で過ごさなければならない子供を含む小学４年生から６年生の児童を対象に、公民館や学校の空き教室等を活用して地域の方の協力を得て、学習支援や大人との交流を行なう取組み。

22 子ども食堂：民間が児童やその保護者に対し、無償または低額で食事を提供する取り組み。

【今後の方針】

青少年教育は、青少年団体の活動への支援、ジュニアリーダーの育成、子供の居場所の設置、青少年センターの機能強化など、紀の川市の次代を担う子供たちを地域の全ての大人が見守り育てていけるように取り組みます。また、子供たちと地域の人々がふれあい、関わり合える機会を設けることで、健全な子供の育成はもとより子供たちが安全安心にすくすくと育つことができるよう事業の充実と見直しを図っていきます。

◆青少年育成市民会議

・引き続き青少年の見守りを中心とした活動を行うと共に各種団体、企業の賛同を求め、青少年の健全な育成を推進していきます。

・青少年教育の重要性と多様性に鑑み、紀の川市全体で青少年の健やかな成長を見守り、育て、また、地域の教育力を高めるために地域・家庭・学校の連携を推進します。

◆青少年健全育成推進活動

・様々な体験活動を通して、青少年の人間性、社会性を醸成し、よりよき社会人として成長するよう支援していきます。

・青少年が、地域の人々とふれあい、多くの経験を重ねることで、豊かな人間性を育てることができるよう、異年齢集団による様々な体験活動を推進します。

・各地域で個性ある取り組みの実施や、地域住民みんなで子供を見守る体制づくりなど、青少年健全育成の気運を高めます。

・青少年健全育成推進員が各地域で自主的に活動し、発展していけるよう支援します。

・ジュニアリーダーズクラブの会員が、今後も積極的に各地域の青少年健全育成推進活動に参加し、リーダーの役割や心得を修得して自己研鑽を重ねることができるよう支援します。

◆地域子ども会活動

地域で活動する単位子ども会の自主的な活動を支援し、将来にわたって子ども会活動が行える指導者の育成と活動の活性化を図ります。

◆少年少女発明クラブ

・子供たちに科学的興味、関心を追及する場を提供し、作品の完成による成功体験を通して創造性豊かな人間形成を図っていきます。

・開催場所の確保や、応募者に見合う定員の確保、あるいは指導者として幅広い人材の活用、毎回完結するものだけでなく、複数回かけて、試行錯誤し

ながら継続してつくりあげるもの作り、発明したものを使って競ったり、発表したりする機会を設けるなど、子供たちの創造性を育てていけるよう、さらに工夫していく必要があると思われます。

◆子供の居場所づくり
・ＮＰＯ法人へ委託するだけでなく、共育コミュニティを通してできたボランティア同士のつながりを活かして、公民館などの社会教育施設を拠点とした、子供の居場所づくりの機運を醸成していきます。
・任意団体がおこなう子供の居場所づくりを支援します。

◆青少年センター
　悩みを抱える青少年、保護者への相談対応や学校家庭との情報共有を密にし、青少年の非行防止、健全育成を支援していきます。
　学校・警察・各種団体と連携して、学校や家庭などへの後方支援機関として取り組んでいきます。

第４節　文化財の継承

紀の川市内には、紀伊国分寺跡、粉河寺、旧名手宿本陣など文化財が数多く残されています。これらは先人たちが連綿と築いてきた歴史遺産です。これらを後世に伝えていくことが、私たちの責務です。文化財を保護しながら活用していくことで、市民の郷土愛を育みます。

第１項　文化財の保護と活用のための取り組み

①　文化財の保護

【現状と課題】

紀の川市では合併にあたり、旧町の指定文化財を引き継ぎ紀の川市の指定文化財としました。その後見直しを行い、現在では１０８件の市指定があります。それ以外に、国指定文化財は１２件、県指定文化財は２７件、国登録文化財が３件と、紀の川市には多くの文化財があります。また、指定文化財以外にも地域の歴史を語る文化財が数多く遺されています。

〇指定文化財の現状の把握が十分ではありません。指定後現状が変更されていないかなどの調査を行う必要があります。
〇民俗資料・古文書など文化財資料の散逸、古い民家などの取り壊し、開発により埋蔵文化財が失われるなど、日々文化財を取り巻く状況は変化しています。未調査のものが多く、現状の把握ができていない状況にあります。
〇紀の川市の豊かな歴史を紹介するためには、展示に供する資料の収集・整理が必要です。
〇無住の寺院・神社に保管されている美術工芸品の盗難が多発しています。所有者（管理者）に対して注意喚起を行なっています。
〇指定文化財が多く十分な補助を行えない状況にありますが、文化財保護のために、補助事業は継続し行う必要があります。
〇貴重な文化財を調査し、把握、確認する専門の知識をもつ人材が不足しています。

【今後の方針】

市民の協力、また紀の川市文化財保護審議員など学識経験者の助言・指導をいただきながら、下記業務を計画的に実施します。

◆紀の川市指定文化財の現状を把握し、指定文化財の保護に努めます。

◆未調査の文化の散逸・紛失が懸念されるものについて、調査、研究を行い文化財の保護に活かします。
◆歴史民俗資料館の展示に供する資料の収集を行います。
◆無住の寺院・神社の文化財の盗難が多発しているため、引き続き盗難防止の啓発を行い、注意を促します。
◆指定文化財を後世に継承していくために、適切な補助を継続します。
◆専門の知識を持つ文化財専門員の増員を関係機関に働きかけます。

② 文化財の活用

【現状と課題】

紀の川市の文化財を活用し、歴史に親しみ、ふるさとを愛する豊かな心を育むため、活用事業を行なっています。

○文化財の活用のため、継続して文化財冊子や文化財紹介のパンフレットの作成を行なっています。
○市内の文化財施設を活用し、文化財講演会（名手本陣アカデミー、落語会など）の開催を行い、文化財に親しむ学習の機会を提供しています。
○文化財情報提供のため、歴史民俗資料館で企画展を年２回程度開催しています。
○啓発事業の企画は文化財係だけでなく他部門（生涯学習課関係団体、観光関係など）と共催で行うことで効率的かつ更なる文化財の啓発ができると考えられます。
○紀の川市文化財サポーター[23]の平成３０年４月１日現在の会員数は３６名です。旧南丘家住宅の開館や歴史体験教室などの文化財啓発事業の開催の応援をしていただいています。活発な文化財の活用を行うためにも、文化財を紹介する人材（文化財の説明員）が必要です。しかし、十分な育成研修が行われていない状況にあります。段階的に文化財サポーターの育成を図る必要があります。市民と協働で文化財を保護活用することで、生きがいや郷土愛を醸成していけるものと考えられます。
○医聖華岡青洲顕彰会とともに、本市に生誕した華岡青洲[24]の業績について講演会を開催するなど学習する機会を設け、その偉業を啓発しています。

---

[23]文化財サポーター：市の文化財の調査研究や地域リーダーとしての文化財愛護の啓発活動、あるいは文化財の保護と活用に対して協力するボランティア。

[24]華岡青洲：世界で初めて全身麻酔を用いた手術（乳癌摘出手術）を成功させた江戸時代の外科医。

【今後の方針】

歴史を語る文化財を学ぶことは、ふるさとを愛する心・豊かな心を育みます。引き続き文化財の活用事業を継続して実施します。

◆引き続き文化財の啓発冊子やパンフレットを作成するとともに、活発に文化財を活用していきます。
◆引き続き文化財施設で講演会や落語会などの活用事業を開催します。
◆歴史民俗資料館では、企画展の開催などを行い市民に文化財の情報を発信していきます。
◆啓発事業については、生涯学習事業ととらえ観光部局や民間団体などと共催で実施することを検討し啓発の幅を広げます。
◆文化財の解説ができるサポーターを育成します。協働で文化財の保護・活用を行うことで、市民の生きがいと郷土愛を醸成します。
◆紀の川市は、華岡青洲をはじめとする他に誇れる偉人を輩出しています。医聖華岡青洲顕彰会と共催で顕彰事業の継続に努めます。郷土の偉人を学習する機会も提供します。

第５節　生涯スポーツの推進

「すべての市民が　健康で　元気に　いきいきと　暮らせるまち」を基本理念とし、子供から高齢者まですべての市民がいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、その取り組みの中にスポーツ活動の推進を位置づけ、生涯を通して、すべての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指していきます。

第１項　生涯スポーツを推進するための取り組み

①生涯を通じてスポーツを楽しむことができる機会の提供

【現状と課題】

アンケート調査において全体の６割程度の人は「スポーツをすることが好き」「スポーツを見る（観戦）ことが好き」と回答していますが、時間的な余裕が無いとの意見が多くみられる中、スポーツを定期的に行なっている人の割合は少ないのが現状です。

スポーツを行う目的については、健康の保持・増進のためとの意見が多くみられるため、各年齢層のライフスタイルに応じたスポーツ参加の機会を提供していく必要があります。

○子供のスポーツ推進

「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を理念とした、スポーツ少年団は、紀の川市では５１団７９１名が活動しています。

○競技スポーツの推進

競技スポーツは、人々に感動、夢、希望を与え、子供たちの郷土愛を育み、スポーツの普及・振興と明るく豊かな地域社会の形成に寄与するものです。２０２０年のオリンピック・パラリンピックをはじめとして、競技としてのスポーツに対する関心が高まっています。

○スポーツリーダーの育成

・学校法人日本体育大学との協定を活かした取り組みとして、専門的な知見を持った講師を招へいし、講演活動や競技指導を行なっています。

・地域のスポーツコーディネーターとして、スポーツ推進委員が３６名活動を行なっています。

○スポーツイベントの実施
・毎年１０月に、多世代が、多志向に多種目のスポーツを親しむことができ、自主的に自己の健康状態に応じたスポーツを行える機会を提供するためスポーツフェスティバルを開催しています。
・年間を通して、体操教室やスポーツ吹矢教室などの各種スポーツ教室を実施しています。

○広報活動の実施
幅広い情報の提供は、スポーツへの関心を高めるとともに、気軽にスポーツを楽しむきっかけづくりとなります。市民のニーズに応えるため、各種情報を迅速・リアルタイムで提供することが必要です。

【今後の方針】

児童生徒や青少年の競技力向上、成年や高齢者の健康維持など、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進していくとともに、スポーツ人口の拡大を図るために、様々なスポーツやレクリエーションの普及に努めます。

◆子供のスポーツ推進
・生涯スポーツの「入口」ともいえる幼児期の段階で、親子で参加できるイベント等を実施し「遊び」を通して基本的な動作を習得するなど、発育過程の中でスポーツにふれることができるよう、各種関係団体との連携を図ります。
　また、生涯にわたってスポーツを好み、実践しようとする意欲や態度を育むためには、幼児期から基礎的な体力や運動機能を発達させることが必要です。こうしたことから、就学前から運動遊びを通した体力づくりの取り組みだけでなく、家庭や地域との連携による積極的な取り組みをおこない、スポーツをする子どもを増やすとともに子供の体力の向上を図ります。
・スポーツを通してルールの遵守や公平公正を学び、社会の基本ルールを守れるような青少年の健全育成を図るとともに、スポーツ人口の拡大と次世代を担う競技者の育成を図るため、地域と一体となってスポーツ活動・スポーツ少年団活動を支援します。
　また、青少年の体力が低下している中、スポーツ少年団活動の振興による体力の向上を図るとともに、青少年の交流を深め、友達づくり、仲間づくりを行い同世代の友情と連帯の輪づくりを図ります。

◆競技スポーツの推進
・２０１５年（平成２７年）に、締結した、学校法人日本体育大学との「体

育・スポーツ振興に関する協定書」により、スポーツ交流を通じ、専門的な知識・技術を習得出来るような取り組みを行います。
・スポーツをすることだけでなく「見る」「支える」ことも含めたスポーツ人口の拡大を図ることにより、地域におけるスポーツに対する意識強化を図り、体育協会の組織力を向上させ、各種大会等において、優秀な成績をおさめた人や地域スポーツに貢献した人の顕彰をおこない、市民のスポーツに対する意識や意欲の高揚を図ります。

◆スポーツリーダーの育成
・より高い指導技術や幅広い専門知識を持つ優れた指導者やスポーツ経験者の発掘・育成に努めるため、日本体育大学との協定を活用し、地域スポーツの活動を支えていきます。
・スポーツ推進委員は、市民のスポーツ参加を促進するとともに、スポーツが生活の一部として取り入れられるように、地域のスポーツコーディネーターとしての大きな役割を担っており、スポーツに関する様々な指導や助言、市の各種大会等の企画、立案、ニュースポーツ[25]等の普及などスポーツ振興の中心的な役割を果たしていきます。

◆スポーツイベントの実施
・スポーツフェスティバルをはじめ各種スポーツイベント、スポーツ教室等の情報提供を行い、市民がスポーツに親しむ機会を提供します。
・市民一人１スポーツを実践するため、ニュースポーツ等の普及を行い、既存のスポーツだけではなく新しいスポーツやレクリエーションを紹介するなど、スポーツ人口の拡大を図ります。

◆広報活動の実施
市広報誌やホームページ、ＳＮＳを活用し、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

②スポーツによる共生社会の実現

【現状と課題】

スポーツを行う目的として「友達づくり・交友のため」が約３割、今後スポーツを行おうとする場合の目的として「友達づくり・交友のため」は約２割となっており、交流を目的としたスポーツの参加意向

25 ニュースポーツ：アメリカ合衆国において２０世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツのこと。勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。

は低くなっています。

近年は近所づきあいや地域活動があまり活発ではない状況ですが、スポーツや趣味など、自身の関心の高い活動がある場合に交流・参加意向が高くなります。

スポーツ活動を推進していくためには、行政や自治会、地域団体など、様々な団体・機関が協力してイベントや育成の場を提供していく必要があります。

○市民一人１スポーツの実践

少子高齢化、生活環境の利便化に伴う身体運動不足、コミュニティ感情の希薄化に対応するため、多世代が、多志向に多種目のスポーツを親しむことができ、自主的に自己の健康状態に応じたスポーツを行える機会を提供するため、各種スポーツ教室やスポーツフェスティバルを開催しています。

○ニュースポーツの普及

誰もが気軽に取り組めるニュースポーツの普及を図り、スポーツ人口を増やします。現在、スポーツ吹矢教室の実施やスポーツフェスティバルにおいてニュースポーツ体験ブース等を設置しニュースポーツの普及を行なっています。

○高齢者・障害者スポーツの推進

健康体操教室や障害者スポーツ教室を実施し、誰もがスポーツを楽しむことができるようスポーツの推進を図るとともに、スポーツを通じた地域のつながりの強化も進めていく必要があります。

○女性スポーツの振興

アンケート調査において、スポーツを定期的に行なっている女性の割合は、男性より低くなっています。しかしながら男女共、スポーツを行う目的としては、健康の保持･増進のために行うという意見が多く、健康志向が高くなっています。

○スポーツボランティアの充実

アンケート調査において、過去１年間にスポーツにかかわるボランティア活動を行なっていないと回答した人は６８．１％となっております。しかしながら、スポーツを推進していくためには、スポーツボランティアの果たす役割は、重要であるため、様々な支援体制を整えていく必要があります。

○スポーツを通じた地域振興

スポーツを通じた地域振興の取り組みとして、現在、桃源郷ハーフマラソ

ン等において、フルーツのまち紀の川市をＰＲできるような、賞品や地域企業からの協賛・後援による連携を行なっています。

【今後の方針】

地域や関係団体と連携し、年齢や能力を問わず様々な方が気軽にスポーツに参加できる機会づくりを進めていきます。また、スポーツ活動の機会を通じて住民同士の交流を促進させ、コミュニティの繋がりの強化も図っていきます。

◆市民一人１スポーツの実践

・心身にわたる健康保持・増進のためスポーツの果たす役割は、非常に大きいものであることから、個人の年齢や体力に応じた、スポーツ・ニュースポーツの取り組みを行うことで、市民一人１スポーツの実践を図ります。

・ウォーキング、体力づくり教室、各種イベント（スポーツフェスティバル）事業等を行い、市民のスポーツ参加の機会を増やす取り組みを行ないます。

◆ニュースポーツの普及

・スポーツ人口を増やすために、子供や高齢者にもできるニュースポーツの普及を図り、誰もが気軽に取り組めるスポーツを振興します。

・ニュースポーツを日常生活リズムの中に取り入れ、体を動かす機会づくりをし、市民一人一人の健康増進のため、家族やグループ、地域で簡単にできるニュースポーツを推進します。

◆高齢者・障害者スポーツの推進

・高齢者・障害者のスポーツ活動を振興し、スポーツに参加する機会の確保に努めていきます。また、その活動を支援する指導者やボランティアの育成に努めます。

・高齢者・障害者はもちろんのこと、誰もが気軽に安全に安心して利用できる施設の整備に努めます。

◆女性スポーツの振興

女性のスポーツへの参加率向上を図るため、健康を目的とし、気軽に行うことができるようなウォーキングや健康体操の実施や女性が参加しやすい時間帯での教室開催等、各種スポーツ教室や講座内容の一層の充実を図り、スポーツに参加しやすい環境づくりに努めます。

◆スポーツボランティアの充実

近年では、さまざまな場所でスポーツボランティアの方が活躍されており、

その果たす役割の重要性が認識されつつあります。スポーツ大会などの運営支援や、スポーツ教室の支援、障害のある人のスポーツ活動に対する支援など、いろいろな場面での活動を推進するため、関係団体等の協力を図り、情報の提供などを十分に行うなど活動できる環境を支援していきます。

◆スポーツを通じた地域振興

広範囲から参加者の集まるスポーツ大会等を開催することは、市民の健康増進や地域スポーツの推進だけでなく、スポーツを目的に訪れる方々に本市の魅力に触れてもらえる絶好の機会として捉え、地元関係団体や種目別競技団体などと連携し、スポーツを通じた地域経済の活性化を推進します。

第６節　生涯学習施設の整備充実

社会教育、生涯学習を推進していく拠点としての施設は、市内には沢山ありますが、**耐震性や老朽化などの問題を抱えており、また維持費にも莫大な費用が投入されている現状を鑑み、地域の学習活動の拠点となる施設を残し、統廃合を含めた施設の整備を進めていきます。**

第１項　生涯学習施設の整備

①文化施設

【現状と課題】

市にとって文化施設は、市民が芸術文化に触れるため必要な施設と考えますが、施設の維持管理にかかる費用は大きく、財政負担が大きくなっています。

〇紀の川市には粉河ふるさとセンター内にある大ホール（約７５０人収容）と小ホール（約２２０人収容）、貴志川生涯学習センター内にあるかがやきホール（約５００人収容）と３つの文化ホールがあります。
〇全体的に施設の維持管理費は高く、使用料の減免対象団体が多いため収入が低い、そのため自主文化事業及び貸館事業の費用対効果が低くなってしまっているのが現状です。
〇事業内容を見極めた上で自主運営を続けるか、民間委託に移行するかを考えなければなりません。

【今後の方針】

施設の維持管理費用を捻出するための努力をしていくと共に、市の公共マネジメント計画（以下「市計画」という。）に基づき、施設の稼働状況や将来の利用ニーズを勘案しながら、２館それぞれの特色を活かした施設の活用を行うと同時に施設のあり方を検討していきます。

◆使用料減免団体の見直しをはじめ、自主事業の価格設定を検討するなど増収を図ります。
◆施設及び事業の民間委託については、２館とも公民館を含む複合施設であるため難しいとの意見がありますが、検討していきます。
◆ホールの特徴を活かして１館は文化･芸術性の高い内容の事業。また、もう１館は一般に親しまれる内容の事業を展開するなど、それぞれの館に個性

を持たせる等、市民のニーズに応えられる事業を展開し、稼働率の増加を目指します。それと同時に市内に２つの文化ホールが必要かどうかを検討していきます。

②図書館

【現状と課題】

２つの図書館に統合されたことにより、財政負担が減少された他、利便性の向上を目指した運営、設備が充実し、利用者が増えているなど　成果が表れています。しかしながら、アンケートから見られるように図書館利用が困難な市民に対する配慮が必要です。

○現在、本市には河北図書館、河南図書館の２館が設置されています。
○河北図書館は、打田生涯学習センター内にあり、河南図書館は旧貴志川庁舎１階を改築して運営されています。
○市民に対してはインターネット予約や各支所の端末が置かれ予約できるシステムを構築しています。
○飲食コーナー、学習コーナーの設置により、一般利用者や学生等の利用者が増えています。
○交通弱者などの図書館利用が困難な住民への対策が必要です。

【今後の方針】

現状の施設を維持管理し、より快適な読書環境の整備を図ります。また、利用困難者に対する利用促進についてはソフト面や図書館運営において実施していきます。

◆現状の施設を維持管理し、より快適に市民の読書環境の充実を図ります。
◆Ｗｉ－Ｆｉ環境を整備します。
◆利用者の利便性を考え、移動図書館などを検討します。

③公民館

【現状と課題】

分館を含めた公民館の数は１９館あり、社会教育施設として維持管理している施設は１３施設となっています。老朽化が著しい施設もあ

り、今後施設の維持管理に支障をきたす恐れがあります。しかしながら地域の学習拠点である公民館がなくなることになると、市民の学習・交流の機会が減少してしまいます。

〇地区公民館は中学校区に一つ、分館は小学校区に一つ設置されているのが理想ではありますが、地域の実情や分館の設置状況を考慮しながら、これからの全ての公民館のあり方を考えていかなければなりません。
〇地区公民館自体は、多くの施設が複合施設として成り立っており、公民館としての機能だけではなく、文化施設機能や支所機能などを有しています。
・打田地区公民館（打田生涯学習センター）
地区公民館機能＋図書館機能
・粉河地区公民館（粉河ふるさとセンター）
地区公民館機能＋文化施設機能＋支所機能
・那賀地区公民館（那賀総合センター）
地区公民館機能＋分館機能＋人権窓口機能
・桃山地区公民館（桃山会館）
地区公民館機能
・貴志川地区公民館（貴志川生涯学習センター）
地区公民館機能＋文化施設機能
〇各分館施設は老朽化が進んでおり、耐震性についても懸念されているところです。公民館分館は小学校区に一つ設置されているのが理想ではありますが、地域の実情や運営形態の見直しも考慮した中で、これからの分館のあり方を考えていかなければなりません。

【今後の方針】

地区公民館については、市計画に基づき、現在の配置状況を維持しながら、周辺の稼働率の低い集会所機能を有する施設を集約化、複合化し総合的な拠点施設としての利活用を検討していきます。

また、分館については、市計画に基づき、稼働率が低く老朽化が進んだ施設は、周辺の集会機能を有する施設等への集約化や複合化を検討していきます。

◆打田地区については、現状どおり地区館１館による運営を行います。
◆粉河地区については、地区公民館１館と各小学校区に分館１館ずつ配置されているため、現状を維持していきます。
◆那賀地区については、地区館１館と小学校区に５館の分館があり小学校区に１館の分館を維持していきますが、名手小学校区にある那賀・名手・王子分館については、①施設の老朽化が進んでいる。②同一小学校区である。③

地域間のつながりもある。④同一生活圏であり、分館同士の距離も短いなどの理由により、適正配置を検討していきます。
◆桃山地区については、当面、現状どおり地区館１館による運営を行います。また、ふれあいコミュニティセンターについては、今後、分館機能を持たせていきます。
◆貴志川地区については、地区公民館１館と各小学校区に分館１館ずつ配置されているため、現状を維持していきます。
◆耐震性のない分館については、統廃合を含め耐震化されている公共施設への移転を検討するなど、再編する必要があります。
◆本来の公民館の機能を果たせていない館については、地域のニーズも考慮した中で、最終的には地元移管し、地域の集会所として切り替えていく選択肢をもちながら柔軟に対応していきます。
◆使用料については、受益者負担の視点に立ち、減免を必要とする団体や活動、各地域の実情も十分考慮した上で、適切な金額となるよう検討を行います。

④ 教育集会所

【現状と課題】

同和対策事業の一環として建設された教育集会所は、現在地域の集会所としての機能が中心となっており、教育集会所としての本来の役割は達せられている感があります。

○教育委員会では６つの教育集会所[26]を管理しています。
○老朽化により修繕費が増加してきています。
○人権問題は国民的課題であり、人権教育あるいは人権啓発は今後も引き続き市が行なっていかなければならない重要な施策です。しかし教育集会所という建物としての本来の役割は達せられているのではないかと思われます。

【今後の方針】

市計画に基づき、公民館等の社会教育施設への集約化若しくは地元自治会への移管を検討し効率的な施設運営のあり方について検討します。

◆移管に向けて地元との協議を行います。

[26] ６つの教育集会所：古和田・東国分・東大井・西元町に単独の教育集会所、井阪文化会館内に西井阪教育集会所、那賀総合センター内に那賀教育集会所が複合施設として設置されています。

・移管とは違った管理方法も平行して模索します。
（例：ＮＰＯや企業の事務所として借りてもらえないかなど）
◆移管が困難な場合、維持管理費を賄うため収入を得る工夫を考えます。

⑤ 文化財施設

文化財施設の管理運営

【現状と課題】

紀の川市内には、紀の川市歴史民俗資料館（歴史体験館）・史跡紀伊国分寺跡歴史公園・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅、貴志川生涯学習センター内展示室の各文化財施設があります。

○紀の川市歴史民俗資料館は、紀の川市の文化財の拠点となるべき施設ですが、現在は市全体の文化財・歴史を学べるような展示内容ではありません。施設の構造上、展示変更が困難な状況です。歴史民俗資料館は、現在常設展のスペースのみとなっており、掛け軸や仏像などの資料に応じた展示や、企画展などの展示変更を行うことが施設の構造上困難な状況であるため対応できる展示ケースの購入が必要です。
○歴史体験館や史跡紀伊国分寺跡歴史公園は、活発な施設運営が行えていない状況です。特に国分寺公園基壇等の劣化が目立ちます。
○旧名手宿本陣では、２０１６年（平成２８年）３月『史跡旧名手宿本陣基本整備計画』作成し、２０１８年（平成３０年）には整備基本設計の作成を行いました。計画的に事業を進めています。
○現在旧南丘家住宅では、予約による公開を行なっていますが、文化財サポーターに協力をいただき春や秋に特別開館も行なっています。また、文化的事業などのための施設利用も可能となっています。
○貴志川生涯学習センター内文化財資料室の活用ができていません。資料館展示と合わせて検討します。

【今後の方針】

各施設の適切な管理を行い、各施設で活用事業が実施できるような環境を整えます。

◆紀の川市歴史民俗資料館では、企画展が実施しやすい環境を整えます。大型の展示ケースなど備品の購入を検討します。
◆史跡紀伊国分寺跡歴史公園内の点検を行い、修繕を進めます。

◆旧名手宿本陣では「名手本陣保存整備委員会」で今後の整備について計画を立て、歴史的な考証に基づいた出来る限りの整備を行います。
◆旧南丘家住宅では文化財サポーターの協力により不定期に開館を行なっています。今後は、さらに活発に開館し地元と協力して施設の運営も行います。
◆貴志川生涯学習センター内展示室では、資料館の展示と合わせて検討し、見学者の利用を促します。

⑥スポーツ施設

安全・利便性を視野に入れたスポーツ施設の整備

【現状と課題】

市内のスポーツ施設の数については、約３割の人が充実していると回答している一方､約２割の人は､充実していないと回答しています。また、市内の体育館・運動場などのスポーツ施設の設備や備品についても、充実している・充実していないと回答している人は両方とも約２割程度という状況です。

本市においても、合併前の旧５地域にスポーツ施設が点在し、中には老朽化が進んだスポーツ施設もあるのが現状です。
そのような施設については、計画的な修繕を進めながら、適切に維持管理するとともに、利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図る必要があります。

しかしながら、老朽化した施設については､「施設数を減らし、維持管理のコストを抑えた方がよい」という声が多くなっていることから、今後は、スポーツ施設の適正配置を考え、施設の統廃合も視野に慎重に検討していく必要があります。

○既存の公共施設等の充実と活用

アンケート調査において、スポーツをする場所については、市内の公共施設で行うという声が多くなっており、老朽化が進んだ施設については、安全に安心して利用できるよう修繕を行なっています。

○スポーツ施設の利便性の向上

スポーツ施設の設備や備品については、充実している・充実していないと回答している人は両方とも約２割程度という状況であるため、利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図る必要があります。

○廃止・統合を視野に入れた施設整備

本市には、合併前の旧５地域にスポーツ施設が点在し、中には老朽化が進んだスポーツ施設もあるのが現状です。アンケート調査において、老朽化が進んだスポーツ施設については、全体の 43.7%が『廃止したほうがよい』『施設数を減らし、維持管理のコストを抑えてほうがよい』と回答しているため、スポーツ施設の適正配置を慎重に検討していく必要があります。

○学校体育施設の有効活用

現在、市内のスポーツ施設は、生涯スポーツ課が所管する社会体育施設以外に、学校体育施設もスポーツ活動に開放されており、スポーツをする場所の提供に努めています。

○適切な管理運営体制

市内のスポーツ施設については、施設の維持管理に必要な業務等を市が直接管理を行なっており、利用者が安心して利用できるよう市民サービスの向上に努めています。

○スポーツ事業の展開と利活用

市内のスポーツ施設には、使用頻度（稼働率）の高い施設から、他の施設と比べ使用頻度の低い施設が混在しているため、使用頻度の少ない時間帯等を利用し、体操教室などのスポーツ教室を実施しています。

○適切な使用料の設定

施設使用料については、合併当初に定められた使用料を見直し、２０１５年（平成２７年）６月より、各施設利用料の統一を行ないました。アンケート調査の結果においても、「無料」（不明・無回答含む）と回答した人は、２２．３％であり、７割以上の人が、施設を利用する際には、一定の負担は必要と考えています。

【今後の方針】

スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。また、利用者の利便性を考慮しつつ、老朽化の進んだ施設の統廃合も視野に入れ、市民の参加の増加につながるスポーツ施設や設備の充実を図ります。

◆既存の公共施設等の充実と活用

公共スポーツ施設の現況や課題、地域住民の要望等を踏まえ、既存施設の

整備改修や備品の充実を図り、利用環境の向上を計画的に進めていくとともに、改修の際には、「多目的に使用できる施設」「障害のある方や、高齢者の方にも配慮した施設（バリアフリー化やユニバーサルデザイン[27]の考え方の導入）「災害時の避難所や備蓄庫など、防災の拠点としての機能を持つ施設」「乳幼児を連れた利用者のための施設の整備」「民間スポーツ施設の利用推進」を考慮した取り組みを行ないます。

◆スポーツ施設の利便性の向上

・市民のスポーツ施設に対するニーズに的確に対応し、市民がスポーツを行うための拠点づくりを行い、だれもが利用しやすい施設の整備を図ります。

・健康・体力づくりのため、住民の要望が多いトレーニング施設の整備は、市民の健康づくりに役立つことから、さらなる利用率の向上を図るように検討を進めます。

◆廃止・統合を視野に入れた施設整備

老朽化し、安全性が確保できない施設を対象に、施設の必要性などを慎重に検討していくとともに、コスト面や稼働率（施設の頻度）等も考慮し、施設の統廃合も視野に入れたスポーツ施設の適正な配置について、慎重に進めていきます。

◆学校体育施設の有効活用

本市では、現在、紀の川市内のほとんどの学校体育施設をスポーツ活動に開放しています。地域の中で最も身近にあるスポーツ施設として、より有効に活用できるように検討していきます。

◆適切な管理運営体制

施設規模や提供サービスに応じて異なった管理体制が求められるため、市直営による管理運営だけでなく、ＰＦＩ[28]や指定管理者制度[29]のような、事業者や法人など民間の力を活用した管理運営の手法についても検討し、適切な管理運営体制の構築を図ります。

◆スポーツ事業の展開と利活用

・誰もが気軽にスポーツに参加できるように、体育協会や民間スポーツクラ

---

27 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国勢や文化、心身の能力や状態といった人の様々な特性や違いを超えて、全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境を作っていくという考え方。

28 ＰＦＩ：「Ｐｒｉｖａｔｅ Ｆｉｎａｎｃｅ Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略称。公共サービスの提供にあたって公共施設が必要となる場合に、自治体が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

29 指定管理者精度：地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間業者やＮＰＯ法人・市民グループなど法人その他の団体に代行させることができる制度。

ブなどによるスポーツ教室の開催など、魅力ある事業を展開することにより、市民の健康増進やスポーツ推進を図りつつ施設の利活用の充実を進めていきます。
・県内でも有数の施設である桃源郷運動公園陸上競技場、貴志川スポーツ公園野球場や紀の国わかやま国体でハンドボール競技の会場となり、空調設備を備えた市民体育館等の有効な活用を推進していきます。

◆適切な使用料の設定
　市内施設等の使用料については、アンケート調査等で把握した市民ニーズを踏まえつつ、負担の公平性や効率的な行政サービスの提供を考慮した受益者負担の視点に立ち、減免を必要とする団体や活動、各地域の実情も十分考慮した上で、適切な金額となるよう検討を行います。